

長野市建設工事における技術者の兼務等に関する取扱要領

（趣旨）

第 1 この要領は、建設業法（以下「法」という。）第 7 条第 2 項規定する営業所技術者及び法第 15 条第 2 項に規定する特定営業所技術者（以下「営業所技術者等」という。）の兼務並びに法第 26 条第 1 項から第 2 項までに規定する主任技術者及び監理技術者（以下「主任技術者等」という。）の専任に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 営業所技術者 法第 7 条第 2 項の規定により、建設工事の請負契約の締結及び履行の業務に関する技術上の管理をつかさどる者を言う。
- (2) 特定営業所技術者 法第 15 条第 2 項の規定により、建設工事の請負契約の締結及び履行の業務に関する技術上の管理をつかさどる者を言う。
- (3) 主任技術者 法第 26 条第 1 項の規定により、請け負った建設工事を施工する場合に工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。
- (4) 監理技術者 法第 26 条第 2 項の規定により、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請負契約の請負代金の合計が 5 千万円（建築一式工事の場合は、8 千万円）以上となる場合に工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。
- (5) 監理技術者補佐 法第 26 条第 3 項ただし書の規定により、監理技術者の行うべき法第 26 条の 4 第 1 項に規定する職務を補佐する者をいう。
- (6) 現場代理人 約款第 10 条第 2 項の規定により、工事現場に常駐し、建設工事の運営及び取締りを行う権限を有する者をいう。

（営業所技術者等による兼務）

- 第 3 営業所技術者等が主任技術者又は監理技術者を兼務できる工事は、監理技術者制度運用マニュアル（平成 16 年 3 月 1 日国総建第 316 号）（以下「マニュアル」という。）2-2 (5) ②に該当するものとする。
- 2 マニュアル2-2 (5) ② 2を適用する場合は、工事現場及び所属営業所が長野市内又は所属営業所から工事現場までの移動時間がおおむね 1 時間程度であること。
- 3 第 1 項の規定を適用する場合は、発注者に別表 1 の書類を提出するものとする。

P6

（主任技術者等の専任）

- 第 4 主任技術者等の専任に係る取扱いについては、マニュアルのとおりとする。
- 2 契約当初は主任技術者又は監理技術者の専任義務が不要な工事であった場合でも、変更契約により、専任が必要とされる請負代金額以上になった場合は、変更契約時点から専任の主任技術者又は監理技術者を配置しなければならない。

P10 等

（主任技術者等及び監理技術者補佐と現場代理人の兼任）

- 第 5 主任技術者等及び監理技術者補佐は、当該工事現場の現場代理人を兼ねること

P8

ができる。

(主任技術者等の専任配置の特例)

第6 同一の専任の主任技術者又は監理技術者が管理することができる工事は、次の各号に該当するものとする。

- (1) マニュアル 3 (2) ①の規定による専任特例 1 号
 - (2) マニュアル 3 (2) ②の規定による専任特例 2 号
 - (3) マニュアル 3 (2) ③の規定による一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工に当たり相互に調整を要する工事（同一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は 2 件までとする。）
 - (4) マニュアル 3 (2) ④の規定による複数の工事を同一とみなせる場合
- 2 前項第 2 号の規定は、次の各号のいずれにも該当する工事に限り適用できる。
- (1) 長野市（上下水道局を含む。）が発注した工事であること（ただし、国又は県等の公共機関が発注した工事で、当該機関の長が兼任を認めた場合は、この限りではない。）。
 - (2) 兼務する工事現場が、いずれも長野市内であること。
 - (3) 兼務する各工事が、24 時間体制での応急処理や緊急巡回等が必要な維持工事でないこと。
 - (4) 技術的難易度が高いなどの理由により、発注者が特に兼務できないものと認める工事でないこと。
 - (5) 監理技術者補佐の担う業務の範囲について、あらかじめ発注者の確認を受けること。
- 3 第 1 項の規定を適用する場合は、対象となる全ての工事について、発注者に別表 1 の書類を提出するものとする。

P12

P13

P14

P14

(主任技術者等の変更)

- 第 7 当初は主任技術者を設置した工事で、大幅な工事内容の変更等により、工事途中で下請契約の請負代金の額が 5 千万円（建築一式工事の場合は 8 千万円）以上となったような場合には、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者を設置しなければならない。ただし、工事施工当初においてこのような変更があらかじめ予想される場合には、当初から監理技術者になり得る資格を持つ技術者を置くとともに、専任特例 2 号の場合は併せて監理技術者補佐となり得る資格を持つ技術者を置かなければならない。
- 2 建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、主任技術者等の工期途中での交代は、主任技術者等の死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等、真にやむを得ない場合を除き原則認められない。真にやむを得ない事情により、主任技術者等の変更の必要が生じたときは、発注者と協議すること。

P5

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、同日現在契約中の工事及び同日以降に契約する工事から適用する。

(要領の廃止)

- 2 長野市建設工事における技術者等の設置に関する取扱要領（令和５年１月１日施行）（以下「技術者等要領」という。）は廃止する。
（経過措置）
- 3 技術者等要領に基づき発出された主任技術者等に関する取扱通知については、この要領の施行後も、なお従前の例による。

別表第 1（第 3、第 6 関係）

区分	提出書類
営業所技術者等 による兼務	営業所技術者等兼務届（様式第 1 号） 営業所技術者等の兼務に関する誓約事項（様式第 2 号）
専任特例 1 号	主任技術者等兼務届（専任特例 1 号）（様式第 3 号） 技術者等の兼務に関する誓約事項（専任特例 1 号）（様式第 4 号）
専任特例 2 号	監理技術者兼務届（専任特例 2 号）（様式第 5 号） 監理技術者の兼務に関する誓約事項（専任特例 2 号）（様式第 6 号）
一体性若しくは 連続性が認めら れる工事又は施 工に当たり相互 に調整を要する 工事	主任技術者兼務届（一体性・連続性が認められる工事又は相互に調整を要する工事）（様式第 7 号） 主任技術者の兼務に関する誓約事項（一体性・連続性が認められる工事又は相互に調整を要する工事）（様式第 8 号）
複数の工事を同 一とみなせる場 合	主任技術者等兼務届（複数の工事を同一の工事とみなせる場合）（様式第 9 号） 主任技術者等の兼務に関する誓約事項（複数の工事を同一の工事とみなせる場合）（様式第 10 号）

(様式第 1 号)

営業所技術者等兼務届

年 月 日

長野市長 宛
長野市上下水道事業管理者 宛

住 所
受注者 商号又は名称
代 表 者 氏 名

次のとおり、営業所の技術者等が、建設工事の技術者を兼務することとしたいので届け出ます。

技 術 者 氏 名		
区 分	☐ 営業所技術者 ☐ 特定営業所技術者	
兼務する工事の種類	☐ 1)技術者の専任配置が必要な工事 ☐ 2)技術者の専任配置が不要な工事(営業所と工事現場が近接) ☐ 3)技術者の専任配置が不要な工事 (2) 以外)	
技 術 者 連 絡 先	通常 :	携帯電話 :
兼 務 す る 工 事	工 事 名	
	工 事 場 所	
	契 約 金 額	円
	工 期	年 月 日 ~ 年 月 日
	連 絡 員 氏 名	(連絡先)
	備 考	
営 業 所	営 業 所 名	
	営 業 所 住 所	
	営 業 所 連 絡 先	
	連 絡 員 氏 名	(連絡先)
	備 考	

添付書類

- ・土木一式工事又は建築一式工事の場合は、連絡員が当該建設工事と同業種の建設工事に関し1年以上の実務経験を有することを証する書類(任意様式)
- ・営業所技術者等の兼務に関する誓約事項(様式第2号)

営業所技術者等の兼務に関する誓約事項

技術者の専任配置の特例要件について、以下の事項について誓約します。

1) 技術者専任配置が必要な工事又は3) 技術者専任配置が不要（2）の場合以外）の場合

兼務の要件		1) チェック	3) チェック
1	営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事である。	☐	☐
2	兼務する工事現場の数は1以下である。	☐	☐
3	建設工事の請負代金の額が1億円未満（建築一式：2億円未満）である。	☐	—
4	営業所と工事現場間の距離が、営業所技術者等がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ営業所から工事現場の移動時間が片道2時間以内である。 (移動時間)	☐	☐
5	自社が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が3を超えない。	☐	☐
6	連絡員を工事現場及び営業所に配置する。 土木一式工事又は建築一式工事の連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し1年以上の実務経験を有している。	☐	☐
7	当該工事現場の施工体制を主任技術者又は監理技術者が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じる。	☐	☐
	具体的措置	☐	☐
8	人員の配置計画書を作成し、工事現場に備え置く。	☐	☐
9	主任技術者等が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況を確認するための情報通信機器を設置し、通信可能な環境を確保する。	☐	☐
10	具体的内容	☐	☐
11	営業所技術者等と直接的かつ恒常的な雇用関係にある。	☐	☐

※すべての要件を満たしている必要がある。

※詳細は長野市建設工事における技術者の兼務等に関する取扱要領及び監理技術者制度運用マニュアルによる。

2) 技術者専任配置が不要な工事（営業所と工事現場が近接）の場合

兼務の要件		2) チェック
1	営業所技術者等が置かれている営業所において請負契約が締結された建設工事である。	☐
2	工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接している。（工事現場及び所属営業所が長野市内又は所属営業所から工事現場までの移動時間がおおむね1時間程度） (移動時間)	☐
3	当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制である。	☐
	連絡体制	
4	営業所技術者等と直接的かつ恒常的な雇用関係にある。	☐

※すべての要件を満たしている必要がある。

※詳細は長野市建設工事における技術者の兼務等に関する取扱要領及び監理技術者制度運用マニュアルによる。

(様式第3号)

主任技術者等兼務届 (専任特例1号)

年 月 日

長野市長 宛
長野市上下水道事業管理者 宛

住 所
受注者 商号又は名称
代表者氏名

次のとおり、主任技術者等を兼務することとしたいので届け出ます。

技 術 者 氏 名		
区 分		☐ 主任技術者 ☐ 監理技術者
技 術 者 連 絡 先		通常： 携帯電話：
新 た に 兼 務 す る 工 事	工 事 名	
	工 事 場 所	
	契 約 金 額	円
	工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
	発 注 機 関 名 及び担当部署	
	監 督 員 氏 名	
	連 絡 員 氏 名	(連絡先)
既 な に つ て 技 い 術 る 者 工 と 事	工 事 名	
	工 事 場 所	
	契 約 金 額	円
	工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
	発 注 機 関 名 及び担当部署	
	監 督 員 氏 名	
	連 絡 員 氏 名	(連絡先)

添付書類

- ・土木一式工事又は建築一式工事の場合は、連絡員が当該建設工事と同業種の建設工事に関し1年以上の実務経験を有することを証する書類 (任意様式)
- ・主任技術者等の兼務に関する誓約事項 (専任特例1号) (様式第4号)

(様式第 4 号)

主任技術者等の兼務に関する誓約事項（専任特例 1 号）

技術者の専任配置の特例要件について、以下の事項について誓約します。

兼務の要件		チェック
1	各建設工事の請負代金の額が 1 億円未満（建築一式：2 億円未満）である。	☐
2	工事現場間の距離が、主任技術者等がその一日の勤務時間内に巡回可能なものであり、かつ工事現場間の移動時間が片道 2 時間以内である。 (移動時間)	☐
3	自社が注文者となった下請契約から数えて、下請次数が 3 を超えない。	☐
4	連絡員を各工事現場に配置する。 土木一式工事又は建築一式工事の連絡員は、当該建設工事と同業種の建設工事に関し 1 年以上の実務経験を有している。	☐
5	当該工事現場の施工体制を主任技術者等が情報通信技術を利用する方法により確認するための措置を講じる。	☐
	具体的措置	☐
6	人員の配置計画書を作成し、工事現場に備え置く。	☐
7	主任技術者等が、当該工事現場以外の場所から当該工事現場の状況を確認するための情報通信機器を設置し、通信可能な環境を確保する。	☐
	具体的内容	☐
8	兼務する工事現場数は本工事を含め同時に 2 件までである。	☐
9	主任技術者等と直接的かつ恒常的な雇用関係にある。	☐

※すべての要件を満たしている必要がある。

※詳細は長野市建設工事における技術者の兼務等に関する取扱要領及び監理技術者制度運用マニュアルによる。

(様式第 5 号)

監理技術者兼務届 (専任特例 2 号)

年 月 日

長野市長 宛
長野市上下水道事業管理者 宛

住 所
受注者 商号又は名称
代 表 者 氏 名

次のとおり、監理技術者を兼務することとしたいので届け出ます。

監 理 技 術 者 氏 名				
監 理 技 術 者 連 絡 先		通常：	携帯電話：	
新 た に 兼 務 す る 工 事	工 事 名			
	工 事 場 所			
	契 約 金 額	円		
	工 期	年 月 日 ～ 年 月 日		
	発 注 機 関 名 及 び 担 当 部 署			
	監 督 員 氏 名			
	監理技術者補佐 氏 名		生年月日	年 月 日
	監理技術者補佐 資 格	資格の名称 番号		
	監理技術者補佐 連 絡 先	通常：	携帯電話：	
		監理技術者補佐が 担 う 業 務		
既 な に 監 理 技 術 者 と	工 事 名			
	工 事 場 所			
	契 約 金 額	円		
	工 期	年 月 日 ～ 年 月 日		
	発 注 機 関 名 及 び 担 当 部 署			
	監 督 員 氏 名			
	監理技術者補佐 氏 名		生年月日	年 月 日

	監理技術者補佐 資 格	資格の名称		番号
	監理技術者補佐 連 絡 先	通常：	携帯電話：	
	監理技術者補佐が 担 う 業 務			

※ 監理技術者のみ適用

添付書類

- ・ 監理技術者補佐の雇用関係が確認できるもの（住民税特別徴収税額通知書の写し等）
- ・ 監理技術者補佐の資格証等の写し
- ・ 監理技術者の兼務に関する誓約事項（専任特例２号）（様式第６号）

監理技術者の兼務に関する誓約事項（専任特例2号）

技術者の専任配置の特例要件について、以下の事項について誓約します。

兼務の要件		チェック
1	兼務する技術者は監理技術者である。（主任技術者には適用されない。）	☐
2	兼務する工事それぞれに、監理技術者補佐を専任で設置する。	☐
3	兼務する工事現場数は本工事を含め同時に2件までである。	☐
4	兼務する工事現場の範囲は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、工事現場の巡回、主要な工程の立ち会いなど、元請としての職務が適正に遂行できる範囲である。	☐
5	監理技術者補佐は、請け負った工事の種類に係る主任技術者の資格を有する者のうち、一級施工管理技士補の資格を有する者又は請け負った工事の種類に係る監理技術者の資格を有する者である。	☐
6	監理技術者補佐と直接的かつ恒常的な雇用関係がある。	☐
7	長野市（上下水道局を含む。）が発注した工事である。 国又は県等の公共機関が発注した工事である場合は、当該機関の長の承諾を得た。	☐
8	兼務する工事現場が、いずれも長野市内である。	☐
9	兼務する各工事が、24時間体制での応急処理や緊急巡回等が必要な維持工事でない。	☐
10	技術的難易度が高いなどの理由により、発注者が特に兼務できないものと認める工事でない。	☐
11	監理技術者補佐が行う業務の範囲についてあらかじめ監督職員の確認を受けた。	☐

※すべての要件を満たしている必要がある。

※技術的難易度が高い工事においては、兼務を認めない場合がある。

※詳細は長野市建設工事における技術者の兼務等に関する取扱要領及び監理技術者制度運用マニュアルによる。

国又は長野県が発注した工事については、事前に下欄に当該発注機関の長の承諾を受けてください。

他の発注機関の承諾欄

監理技術者の兼務について承諾します。

年 月 日 発注機関名

㊞

(様式第7号)

主任技術者兼務届

(一体性・連続性が認められる工事又は相互に調整を要する工事)

年 月 日

長野市長 宛
長野市上下水道事業管理者 宛

住 所
受注者 商号又は名称
代表者氏名

次のとおり、主任技術者を兼務することとしたいので届け出ます。

主任技術者氏名		
主任技術者連絡先		通常： 携帯電話：
新たに 兼務 する 工事	工事名	
	工事場所	
	契約金額	円
	工期	年 月 日 ～ 年 月 日
	発注機関名 及び担当部署	
	監督員氏名	
既に 主任 技術 者と 工事	工事名	
	工事場所	
	契約金額	円
	工期	年 月 日 ～ 年 月 日
	発注機関名 及び担当部署	
	監督員氏名	

※ 主任技術者のみ適用

添付書類

- ・主任技術者の兼務に関する誓約事項（一体性・連続性が認められる工事又は相互に調整を要する工事）（様式第8号）

(様式第 8 号)

主任技術者の兼務に関する誓約事項

(一体性・連続性が認められる工事又は相互に調整を要する工事)

技術者の専任配置の特例要件について、以下の事項について誓約します。

兼務の要件		チェック
1	兼務する技術者は主任技術者である。(監理技術者には適用されない。)	☐
2	工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、相互の間隔が10km程度である。 ※「相互に調整を要する」 資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分を同一の下請で施工する場合を含む。 (具体的理由と工事現場間距離を以下に記載する。)	☐
	具体的理由	
	工事現場間距離	
3	兼務する工事現場数は本工事を含め同時に 2 件までである。	☐

※すべての要件を満たしている必要がある。

※詳細は長野市建設工事における技術者の兼務等に関する取扱要領及び監理技術者制度運用マニュアルによる。

(様式第9号)

主任技術者等兼務届（複数の工事を同一の工事とみなせる場合）

年 月 日

長野市長 宛

長野市上下水道事業管理者 宛

住 所

受注者 商号又は名称

代表者氏名

次のとおり、主任技術者等を兼務することとしたいので届け出ます。

技 術 者 氏 名		
区 分		☐ 主任技術者 ☐ 監理技術者
技 術 者 連 絡 先		通常： 携帯電話：
新 た に 兼 務 す る 工 事	工 事 名	
	工 事 場 所	
	契 約 金 額	円
	工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
	発 注 機 関 名 及び担当部署	
	監 督 員 氏 名	
既 な に つ て 技 術 者 工 と 事	工 事 名	
	工 事 場 所	
	契 約 金 額	円
	工 期	年 月 日 ～ 年 月 日
	発 注 機 関 名 及び担当部署	
	監 督 員 氏 名	

添付書類

- ・主任技術者等の兼務に関する誓約事項（複数の工事を同一の工事とみなせる場合）

（様式第10号）

主任技術者等の兼務に関する誓約事項
(複数の工事を同一の工事とみなせる場合)

技術者の専任配置の特例要件について、以下の事項について誓約します。

兼務の要件		チェック
1	契約工期の重複する工事であって、かつ、それぞれの工事の対象が同一の建築物又は連続する工作物である。 (具体的理由を以下に記載する。)	☐
	具体的理由	
2	複数の工事を同一工事として取り扱うことについて、全ての注文者から書面による承諾を得ている。	☐

※すべての要件を満たしている必要がある。

※詳細は長野市建設工事における技術者の兼務等に関する取扱要領及び監理技術者制度運用マニュアルによる。

他の注文者から、事前に下欄に承諾を受けてください。

他の注文者の承諾欄

複数の工事を同一工事として取り扱うことについて承諾します。

年 月 日 注文者名

㊞